

令和2年度介護保険指定事業者集団指導

(千葉県健康福祉部高齢者福祉課)

訪問介護 編

サービス別根拠法令

1 指定基準について

サービス種別	根拠法令
訪問介護、(介護予防)訪問入浴介護、(介護予防)(介護予防)訪問看護、(介護予防)訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、(介護予防)通所リハビリテーション、(介護予防)短期入所生活介護、(介護予防)短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、(介護予防)福祉用具貸与、特定(介護予防)福祉用具販売	○指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 ○指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例
介護老人福祉施設	○指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
介護老人保健施設	○介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例
介護療養型医療施設	○指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例
介護医療院	○介護医療院の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例

2 介護報酬の算定について

サービス種別	根拠法令
訪問介護、(介護予防)訪問入浴介護、(介護予防)(介護予防)訪問看護、(介護予防)訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、(介護予防)通所リハビリテーション、(介護予防)短期入所生活介護、(介護予防)短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、(介護予防)福祉用具貸与、特定(介護予防)福祉用具販売	○指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(12.2.10 厚生省告示第19号)【30.3.22 厚生労働省告示第78号 / 30.3.30 厚生労働省告示第180号】 ○指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(18.3.14 厚生労働省告示第127号)【30.3.22 厚生労働省告示第78号 / 30.3.30 厚生労働省告示第180号】
介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、	○指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準(12.2.10 厚生省告示第21号)【30.3.22 厚生労働省告示第78号 / 30.3.30 厚生労働省告示第180号】

【 訪問介護 】

(1) 人員に関する基準

(訪問介護員等の員数)

第六条 指定訪問介護の事業を行う者（以下「指定訪問介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定訪問介護事業所」という。）ごとに置くべき**訪問介護員等の員数は、常勤換算方法で、二・五以上とする。**

- 2 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに、常勤の訪問介護員等のうち、利用者（当該指定訪問介護事業者が法第百十五条の四十五第一項第一号イに規定する第一号訪問事業（地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第八十三号。以下「整備法」という。）第五条の規定による改正前の法（以下「旧法」という。）第八条の二第二項に規定する介護予防訪問介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）に係る法第百十五条の四十五の三第一項に規定する指定事業者（以下「指定事業者」という。）の指定を併せて受け、かつ、指定訪問介護の事業と当該第一号訪問事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定訪問介護又は当該第一号訪問事業の利用者。以下この条において同じ。）の数が**四十又はその端数を増すごとに一人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。**この場合において、当該サービス提供責任者の員数については、利用者の数に応じて常勤換算方法によることができる。
- 3 前項の利用者の数は、**前三月の平均値**とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。
- 4 第二項のサービス提供責任者は、**介護福祉士その他規則で定める者**であって、**専ら指定訪問介護に従事するものをもって充てなければならない。**ただし、利用者に対する指定訪問介護の提供に支障がない場合は、同一敷地内にある指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所又は指定夜間対応型訪問介護事業所に従事することができる。
- 5 第二項の規定にかかわらず、常勤のサービス提供責任者を三人以上配置し、かつ、サービス提供責任者の業務に主として従事する者を一人以上配置している指定訪問介護事業所において、サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている場合にあっては、当該指定訪問介護事業所に置くべきサービス提供責任者の員数は、**利用者の数が五十又はその端数を増すごとに一人以上とすることができる。**
- 6 指定訪問介護事業者が第二項に規定する第一号訪問事業に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定訪問介護の事業と当該第一号訪問事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、市町村の定める当該第一号訪問事業の人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

※ 常勤換算方法とは、当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法。

○厚生労働大臣が定めるサービス提供責任者

【平成 24 年 3 月 13 日厚生労働省告示第 118 号, 今回改正 ; 平成 30 年 3 月 22 日厚生労働省告示第 78 号】

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第三十七号)第五条第四項に規定する厚生労働大臣が定める者は次に掲げる者とする。

- 一 社会福祉士及び介護福祉士法(昭和六十二年法律第三十号)第四十条第二項第二号の指定を受けた学校又は養成施設において一月以上介護福祉士として必要な知識及び技能を習得した者
- 二 介護保険法施行規則の一部を改正する省令(平成二十四年厚生労働省令第二十五号)による改正前の介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号)第二十二条の二十三第一項に規定する介護職員基礎研修課程又は一級課程を修了した者
- 三 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第百七十一号)第五条第二項に規定するサービス提供責任者(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第三十七号)第三十九条の二に規定する共生型訪問介護の提供に当たる者に限る。)

○サービス提供責任者の配置基準について

① 常勤換算方法を使用しない場合

サービス提供責任者は、利用者の数が 40 又はその端数を増すごとに 1 以上の常勤者の配置が必要です。

利用者数	必要数
40 人以下	常勤 1 人以上
40 人超 80 人以下	常勤 2 人以上
80 人超 120 人以下	常勤 3 人以上
120 人超 160 人以下	常勤 4 人以上

② 常勤換算方法を使用する場合 (利用者の数が 40 人を超える場合のみ)

サービス提供責任者の配置は、次の基準を満たす方法があります。

- ア 常勤換算方法で、利用者数÷40（小数第一位に切上げ）以上配置すること。
- イ 非常勤者は、常勤換算で0.5以上の勤務時間がある者に限ること。
- ウ 利用者の数が40人超200人以下の場合、（ア）により計算された数から1を引いた数以上の常勤者を配置すること。
- エ 利用者の数が200人超の場合（ア）により計算される数の3分の2（一の位に切上げ）以上の常勤者を配置すること。

利用者数	必要常勤換算数	必要常勤者数
70人	$70 \div 40 = 1.75 \Rightarrow 1.8$ 以上	$2 - 1 \Rightarrow 1$ 人以上
110人	$110 \div 40 = 2.75 \Rightarrow 2.8$ 以上	$3 - 1 \Rightarrow 2$ 人以上
150人	$150 \div 40 = 3.75 \Rightarrow 3.8$ 以上	$4 - 1 \Rightarrow 3$ 人以上
190人	$190 \div 40 = 4.75 \Rightarrow 4.8$ 以上	$5 - 1 \Rightarrow 4$ 人以上
230人	$230 \div 40 = 5.75 \Rightarrow 5.8$ 以上	$6 \times 2 \div 3 \Rightarrow 4$ 人以上

○訪問介護員等の資格要件

	資格	配置要件
訪問 介護 員	①介護福祉士	<ul style="list-style-type: none"> ・常勤換算方法で2.5以上を確保すること（サービス提供責任者の員数を含む）
	②実務者研修修了者	
	③介護職員初任者研修課程修了者等 （平成25年4月以降、介護職員初任者研修修了者とみなす資格）	
	<ul style="list-style-type: none"> ・介護職員基礎研修課程修了者 ・訪問介護員養成研修課程修了者（旧1級課程、旧2級課程） ・看護職員（看護師、准看護師、保健師） 	
	④生活援助従事者研修修了者（生活援助中心型サービスにのみ従事可能） ※生活援助従事者については、平成30年3月30日付け老振発0330第1号より厚生労働省老健局振興課から通知により、59時間の研修により生活援助中心型サービスにのみ従事可能	
サー ビス 提 供 責 任 者	①介護福祉士	<ul style="list-style-type: none"> ・常勤専従で、利用者の数が40又はその端数を増すごとに1名以上を配置すること ・上記により、1人以上を超える員数を配置しなければならない事業所についてはそのうちの一定の員数につき常勤換算により非常勤職員をもって充てることができる ※常勤の訪問介護員等が勤務すべき時間数の2分の1以上に達していること
	②実務者研修修了者	
	③介護職員基礎研修課程修了者	
	④旧1級課程修了者	
	⑤看護職員（看護師、准看護師、保健師）	

※平成30年3月22日厚生労働省告示第78号より、3年以上の実務経験の必要だった介護職員初任者研修修了者、旧2級課程修了者については、平成31年3月31日まではサービス提供責任者の業務に従事することができたが、同年4月1日より資格要件からはずれたため、注意すること。

○管理者について

(管理者)
第七条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、**指定訪問介護事業所の管理上支障がない場合は**、当該指定訪問介護事業所の他の業務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

☆兼務について (注：指定訪問介護事業所の管理上支障がない場合のみ)

○	訪問介護員等 (サービス提供責任者含む)
○	デイサービスの管理者 (基本は管理業務のみ)
△	居宅のケアマネ (利用者数や状況次第だが基本的には不可) *一人ケアマネの場合の兼務は不可

原則：常勤であり、かつ、専ら当該事業所の管理業務に従事する者とする。

(2) 設備に関する基準

(設備及び備品等)

第八条 指定訪問介護事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定訪問介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 指定訪問介護事業者が第六条第二項に規定する第一号訪問事業に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定訪問介護の事業と当該第一号訪問事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、市町村の定める当該第一号訪問事業の設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

※ 指定訪問介護事業所には、事業の運営を行うために必要な面積を有する専用の事務室を設けることが望ましいが、間仕切りする等他の事業の用に供えるものと明確に区別される場合は、他の事業と同一の事務室であっても差し支えない。なお、この場合に、区別がされていなくても業務に支障がないときは、指定訪問介護の事業を行うための区画が明確に特定されていれば足りるものとする。

※ 事務室又は区画については、利用申込の受付、相談等に対応するのに適切なスペースを確保すること。

※ 指定訪問介護事業所には、指定訪問介護の提供に必要な設備・備品等が備えられているか。特に、手指を洗浄するための設備等感染症予防に必要な設備等に配慮すること。ただし、他の事業所、施設等と同一敷地内にある場合であって、指定訪問介護の事業又は当該他の事業所、施設等の運営に支障がない場合は、当該他の事業所、施設等に備え付けられた設備及び備品等を使用することができるものとする。

なお、事務室・区画、又は設備及び備品等については、必ずしも事業者が所有している必要はなく、貸与を受けているものであっても差し支えない。

(3) 運営に関する基準 抜粋

(居宅サービス計画に沿ったサービスの提供)

第十七条 指定訪問介護事業者は、居宅サービス計画（施行規則第六十四条第一号ハ及びニに規定する計画を含む。以下同じ。）が作成されている場合は、当該計画に沿った指定訪問介護を提供しなければならない。

(訪問介護計画の作成)

第二十五条 サービス提供責任者（第六条第二項に規定するサービス提供責任者をいう。以下この条及び第二十九条第三項において同じ。）は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定訪問介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した訪問介護計画を作成しなければならない。

- 2 訪問介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。
- 3 サービス提供責任者は、訪問介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
- 4 サービス提供責任者は、訪問介護計画を作成した際には、当該訪問介護計画を利用者に交付しなければならない。
- 5 サービス提供責任者は、訪問介護計画の作成後、当該訪問介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該訪問介護計画の変更を行うものとする。
- 6 第一項から第四項までの規定は、前項に規定する訪問介護計画の変更について準用する。

(サービスの提供の記録)

第二十条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護を提供した際には、当該指定訪問介護の提供日及び内容、当該指定訪問介護について法第四十一条第六項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

- 2 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

(記録の整備)

第四十二条 指定訪問介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

- 2 指定訪問介護事業者は、利用者に対する指定訪問介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。
 - 一 訪問介護計画
 - 二 第二十条第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
 - 三 第二十七条に規定する市町村への通知に係る記録
 - 四 第三十八条第二項に規定する苦情の内容等の記録
 - 五 第四十条第二項に規定する事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録

(4) 加算 抜粋

○ 同一建物減算（一部改正）

① 指定訪問介護事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者（②に該当する場合を除く。）に対しては、10%の減算となる。

※ 同一敷地内、隣接する敷地内の建物とは、一体的な建築物として、当該建物の1階部分に指定訪問介護事業所がある場合や、渡り廊下でつながっている場合など、同一の敷地内、隣接する敷地内の建物として、同一敷地内にある別棟の建築物や幅員の狭い道路を挟んで隣接する場合などが該当する。

② ①の建物のうち、当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり50人以上の場合について、15%の減算となる。

③ ①以外の範囲に所在する建物に居住する者（当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり20人以上の場合）に対しては、10%の減算となる。

(5) Q&A

○集合住宅減算について

○月途中の入居・退居

月の途中で集合住宅減算の適用を受ける建物に入居した又は当該建物から退居した場合、月の全てのサービス提供部分が減算の対象となるのか。

(答) 集合住宅減算については、利用者が減算対象となる建物に入居した日から退居した日までの間に受けたサービスについてのみ減算の対象となる。

○同一建物に居住する利用者が1月あたり20人以上である場合の利用者数

「同一建物に居住する利用者が1月あたり20人以上である場合の利用者数」とは、どのような者の数を指すのか。

(答) この場合の利用者数とは、当該指定訪問介護事業所とサービス提供契約のある利用者のうち、該当する建物に居住する者の数をいう。（サービス提供契約はあるが、当該月において訪問介護費の算定がなかった者を除く。）

○20人以上居住する建物の場合、旧指定介護予防訪問介護（現：総合事業）と一体的な運営をしている場合、旧指定介護予防訪問介護の利用者を含めて計算することと記載されているが、50人以上居住する建物の場合の定義には、その記載がないが旧指定介護予防訪問介護の利用者数は含めないと解釈していいか。

(答) 貴見のとおりである。

(5) 介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算

○介護職員処遇改善加算（Ⅰ）～（Ⅴ）

別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た事業所が、利用者に対し、サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間（介護職員処遇改善加算（Ⅳ）及び（Ⅴ）については、別に厚生労働大臣が定める期日までの間）、所定単位数に加算する。ただし、いずれかの介護職員処遇改善加算を算定している場合においては、その他の区分の介護職員処遇改善加算は算定しない。

内容については、別途通知（「介護職員処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」〔平成30年3月22日老発0322第2号〕）を参照すること。

【厚生労働大臣が定める基準】→大臣基準告示・四

○介護職員等特定処遇改善加算

①介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

（1） 介護職員その他の職員の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。

ア 介護福祉士であって、経験及び技能を有する介護職員と認められる者（以下「経験・技能のある介護職員」という。）のうち1人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額8万円以上又は賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円以上であること。ただし、介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと。

イ 指定訪問介護事業所における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均の2倍以上であること。

ウ 介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の2倍以上であること。ただし、介護職員以外の職員の平均賃金額が介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の平均賃金額を上回らない場合はその限りでないこと。

エ 介護職員以外の職員の賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円を上回らないこと。

(2) 当該指定訪問介護事業所において、賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、都道府県知事に届け出ていること。

(3) 介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準(本加算による賃金改善分を除く。)を見直すことはやむを得ないが、その内容について都道府県知事に届け出ること。

(4) 当該指定訪問介護事業所において、事業年度ごとに当該事業所の職員の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。

(5) 訪問介護費における特定事業所加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)のいずれかを算定していること。

(6) 訪問介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していること。

(7) 平成二十年十月から(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した職員の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。以下この号において同じ。)及び当該職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。

(8) (7)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。

○介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)

介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1)から(4)まで及び(6)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

内容については、別途通知(「介護職員等特定処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」[平成31年4月12日老発0412第8号])を参照すること。